

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第1章 総則 (職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。</p> <p>(1) <u>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則</u></p> <p>(3) <u>国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則</u></p> <p>(4) <u>国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則</u></p> <p>3 第1項各号の一に該当し、特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。</p> <p>(1) <u>国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成」事業に従事する職員就業規則</u></p> <p>(3) <u>国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則</u></p> <p>(4) <u>国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則</u></p> <p>4 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の雇用契約を締結することができる。</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則 (職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 常時勤務を要しない職員の就業については、<u>別に</u>定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>3 特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、<u>別に</u>定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>4 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の<u>労働契約</u>を締結することができる。</p>	

<p>第2章 人事 第6節 退職 (退職) 第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。 (1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 人事 第6節 退職 (退職) 第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。 (1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程第3条の2に規定する審査の結果、任期の定めのない労働契約に転換しないこととなり、任期を定めて雇用する教育職員としての任期が終了したとき。</u></p> <p><u>(8) 国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程第3条第2項に規定するテニュア付与審査の結果、テニュアを付与しないこととなり、テニュアトラック教員としての任期が終了したとき。</u></p>	
--	---	--

附 則 (25 経教規則第 5 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。